

写

14町監第159号の2
2015年2月23日

町田市議会議長 上野孝典様
町田市長 石坂丈一様

町田市監査委員 小西弘子
同 木下健治

2014年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えている団体に対する監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく主管部課の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告及び意見を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2014年財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えている団体に対する監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づく主管部課の監査

第2 監査の実施期間

2014年10月6日から2015年1月27日まで

第3 監査の対象及び範囲

2013年度に執行された次の団体に係る政務活動費
団体

- | | | |
|-----------------|------------------|------------|
| (1) 民主党・社民・ネット | (2) 公明党 | (3) 日本共産党 |
| (4) 志政クラブ | (5) 自由 民主 | (6) まちだ新世紀 |
| (7) 諸派 (友井 和彦) | (8) 諸派 (若林 章喜) | |
| (9) 諸派 (松岡 みゆき) | (10) 自由民主党 | |
| (11) 諸派 (大西 宣也) | (12) 諸派 (吉田 つとむ) | |
| (13) 諸派 (新井 克尚) | | |

主管部課

議会事務局

総務部総務課

第4 監査委員の除斥

議員選任委員の細野龍子監査委員及びおく栄一監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の実施手続及び着眼点

実施手続は、町田市監査基準によるものとし、政務活動費に係る出納その他の事務が、法令等にのっとり適正に処理されているかどうかを主眼として監査を実施した。なお、本件監査に当たっては、監査法人アリアと業務委託契約を締結して関係書類の検査等を実施した。

第6 事情聴取

2014年11月13日、17日、20日、12月1日、19日に、各団体に対して関係書類の確認等を行った。

また、2014年11月14日に、議会事務局に対して事情聴取を行った。

政務活動費執行状況（2013年度）

(単位 円)

党派名	所属議員数 対象期間	交付額	残余金	執行額	<支出項目内訳>								
					人件費	調査活動費	研修・研究 会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	通信運搬費	事務費	実支出額
民主党・社民・ ネット	8人(注) 4/1～3/8	5,520,000	0	5,520,000	0	1,577,036	143,000	4,020	648,367	1,290,398	2,076,940	736,897	6,476,658
公明党	6人 4/1～3/8	4,320,000	0	4,320,000	0	1,272,921	44,000	0	497,470	273,594	1,013,220	1,310,953	4,412,158
日本共産党	5人 4/1～3/8	3,600,000	132,470	3,467,530	0	332,900	180,000	85,970	126,784	1,506,253	847,200	388,423	3,467,530
志政クラブ	4人 4/1～11/10	1,920,000	0	1,920,000	0	367,248	0	0	60,550	161,270	831,325	582,617	1,943,010
自由 民主	4人 4/1～11/10	1,920,000	0	1,920,000	0	710,660	11,000	127,197	318,576	173,110	508,745	78,718	1,928,006
まちだ新世紀	3人 4/1～11/10	1,440,000	0	1,440,000	0	532,532	41,500	550	118,297	417,000	330,270	111,229	1,551,678
諸派 (友井 和彦)	1人 4/1～6.6	180,000	0	180,000	0	43,640	0	0	96,200	0	30,000	12,646	182,486
諸派 (若林 章彦)	1人 4.1～11.10	480,000	16,076	463,924	0	27,270	0	0	48,795	282,859	105,000	0	463,924
諸派 (松原 みゆき)	1人 4.1～11.10	480,000	0	480,000	0	112,321	21,420	7,564	65,246	0	98,890	219,462	524,903
自由民主党	10人 12.1～3.8	2,400,000	0	2,400,000	0	121,481	0	0	28,267	856,889	1,389,710	238,578	2,634,925
諸派 (大西 宣也)	1人 12.1～3.8	240,000	0	240,000	0	63,977	1,000	0	1,390	0	166,389	53,254	288,010
諸派 (吉田 つとむ)	1人 12.1～3.8	240,000	87,539	152,461	0	46,180	0	0	12,787	0	48,870	44,624	152,461
諸派 (新井 克尚)	1人 12.1～3.8	240,000	0	240,000	0	40,697	6,400	0	11,775	0	395,609	152,720	607,201
合計	—	22,980,000	236,085	22,743,915	0	5,190,863	448,620	225,301	2,034,504	4,961,373	7,842,168	3,930,121	24,632,950

(注) 民主党・社民・ネットの所属議員数は、議員辞職により11月28日から7人へ変更となった。

《参考》

○町田市議会政務活動費の交付に関する条例(抜粋)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、町田市議会における党派(所属議員が1人の場合を含む。以下「党派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における党派の所属議員数に月額6万円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの区分による期間(以下「半期」という。)ごとに交付する。

2～5 (略)

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた党派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書を添えて議長に提出しなければならない。

2～3 (略)

(残余金の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた党派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該党派がその年度において市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等に要する経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

○町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(抜粋)

(会計帳簿の保存)

第11条 政務活動費の交付を受けた党派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

監査の結果

政務活動費に係る収支報告書の整理状況については、おおむね適正と認められた。

しかし、一部に事務改善の検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、本件監査に当たり「最高裁判所平成20年（行ヒ）第386号同21年12月17日第一小法廷判決」や「最高裁判所平成26年（行フ）第3号同年10月29日第二小法廷判決」などを参考にした。

1 監査事項

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めており、市は、町田市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）及び町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、町田市議会における会派に対して政務活動費を交付している。また、町田市議会は、政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るため、議会改革調査特別委員会の審議を経て、2007年に、町田市議会政務調査費使途基準の運用指針（以下「運用指針」という。）を策定した。

そこで、政務活動費に係る出納その他の事務が、条例、規則及び運用指針にのっとり行われているかどうかを監査事項とした。なお、本件監査では、政務活動費の使途の目的・合理性に関する判断は行っていない。

2 各会派の会計帳簿について

規則第11条は、政務活動費に係る会計帳簿について定めている（2頁）。そこで、各会派に対し、会計帳簿の確認を実施した。その結果、会計帳簿の整備を確認できたのは1会派であった。また、2会派については、不備があったものの確認できたが、これらを除く会派については不明であった。

3 政務活動費に係る収支報告書について

条例第7条第1項は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）について定めている（2頁）。そこで、各会派の収支報告書を見たところ、資料購入費のうち新聞購入費について、1か月分の領収書の添付をもって複数月分の購入金額を計上している事例が多く、2会派で見受けられた。また、通信運搬費のうち固定電話、携帯電話、インターネット回線使用料等の通信費について、領収書ではなく、会派代表者の支払証明書（注）の添付をもって運用指針に定める上限額を計上している事例が多く、2会派で見受けられた。

以上のように、収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収書は全件の添付となっておらず、支出の事実を確認できないものがあつた。

（注）規則第10条は「条例第7条第1項の規定により収支報告書を提出する場合において、領収書を徴するこ

とが困難なものについては、会派代表者の支払証明書で代えることができる。」と定めている。

4 収支報告書に添付のなかった領収書について

前述3の状況を踏まえ、議会事務局に対し事情聴取を行った。

議会事務局の説明によると、毎年議会事務局が開催している収支報告書についての説明会で、会派の経理責任者に対して文書を配布し、領収書の扱いなどについて周知しているとのことであった。

そこで、同配布文書を見たところ、年間購読している新聞購入費の領収書は1か月分の添付とすることや、通信費については支払証明書で対応すること等、条例、規則及び運用指針と異なるルールが存在していた。

5 結論

収支報告書において政務活動費の支出の合理性を示すためには、個々の支出が明確な根拠に基づいたものである必要がある。明確な根拠とは、条例、規則及び運用指針であると考えられる。

地方自治法第100条第16項の規定にのっとり、政務活動費について、使途の透明性の確保になお一層努められたい。

《参考》

地方自治法第100条第16項 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

意見

地方自治法第199条第10項に基づき意見を述べる。

- 地方自治法第100条第14項は、政務活動費を会派又は議員に対し交付することができるとしているところ、町田市の条例第2条は、会派に対して交付すると規定している。
- 条例第6条は、会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならないとし、条例第7条は、会派の経理責任者は、収支報告書に領収書を添えて議長に提出しなければならないとしている。
- 規則第7条は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を使途基準として別表に示している。規則別表（政務活動費使途基準）は、人件費、調査活動費、資料購入費など8つの項目に分け、項目ごとに、その内容と例示を掲載している。内容欄では、8つの全項目において、会派の行う活動に要する経費であると明記されている。
- 規則第11条は、会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿を備えなければならないとしている。
- 以上のことから監査委員は、本件監査に当たり、収支報告書（領収書）、会計帳簿及び預金通帳の確認を実施した。その結果は先に述べた状況となっており、会計帳簿と預金通帳は、不明又は不備の会派が多かった。
- 不明又は不備の会派から得た意見は、主に、会計帳簿や預金通帳を見せられないと

いうものや見せる必要はないというもの、また、会計帳簿は必要ないというものであった。そこで、これらの意見に対し、監査委員の意見を述べる。

- 監査委員は、公金が目的に沿って適正に活用されているかどうか重点を置き監査を実施します。本件であれば、公金（政務活動費）は条例・規則に基づき、組織（会派）に交付されており、組織（会派）の活動に充当されているかどうかを見る必要があります。組織のお金には、規律ある管理が求められると同時に出納の状況を組織内外に説明する責任が生じます。ましてや公金は、外に説明する責任を免れることはありません。そのためには、会計帳簿が必要となります。
- 会計帳簿は、ヨーロッパにおいて、15世紀に複式簿記が広まっていたと伝えられています。日本においては、江戸時代から大福帳という独自の帳簿様式がありましたが、明治6年（1873年）福沢諭吉が出版した翻訳書「帳合之法」（チョウアイノホウ）により西洋式の複式簿記が伝えられました。公会計は、明治11年（1878年）から複式簿記を採用したものの、明治22年（1889年）に単式簿記に戻り現在に至っていますが、企業会計は、以来、複式簿記という世界共通の記録様式を採用しています。町田市は、国の公会計制度改革に先駆けて2012年4月、共通言語としての複式簿記を導入しました。
- 会計帳簿は、事実の記録です。日付、内容、金額、残高、加えて取引の相手先名や発行された証憑（請求書、納品書、領収書など）の番号などを書きます。会計帳簿は雄弁です。お金の動かし方で組織の規律性がわかります。組織のガバナンスを見るのが監査であり、帳簿を見ない監査などありません。
- 監査委員は、監査対象の同意・協力に基づいて資料を収集し、監査を実施しています。全ての監査対象に対し、今後とも理解・協力を求め、公金が目的に沿って適正に活用されているかどうかを見極めていきます。